

# 札幌市子どもの権利委員会

## 第12回委員会

### 会 議 録

日 時 : 平成23年5月30日(月) 16時30分開会  
場 所 : 札幌市役所本庁舎18階 第1常任委員会会議室

## 1. 開 会

○委員長 定刻になりましたので、これより第12回目の子どもの権利委員会を開催いたします。

開催に先立ちまして、事務局から連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 皆様、お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

子どもの権利推進課長の野島でございます。

本日は、議事に先立ちまして、委員の改選についてご報告させていただきます。

東区栄西地区の民生委員児童委員協議会の会長として活動されておりました船木委員が、昨年秋の民生委員児童委員の改正に伴って退職したということで、今回、権利委員会の委員を辞職させていただきたいという申し出がございました。後任として、このたび、厚別区もみじ台地区の会長として活躍されております野村秀雄様に子どもの権利委員としてご就任いただきましたので、ご紹介させていただきます。

## 2. 事務局職員紹介

### ◎連絡事項

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、本日の欠席者でございますけれども、原副委員長、井戸委員、高向委員、山本委員、以上の4名から欠席の連絡が入っております。

また、本日の資料でございますけれども、お手元に配付させていただきましたが、資料4として、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成22年度取り組み状況報告書、資料5として、子どもの権利に関する広報活動一覧の二つをお渡しさせていただいておりますが、きょうは、この資料に沿って会議を進めていただければと思います。

## 3. 議 事

○委員長 事務局からの連絡事項がこれで終わりましたので、これより、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題は3件でございます。

第1には、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成22年度取り組み状況の報告について、第2には、子どもの権利救済機関運営状況の報告について、第3には、札幌市子ども権利委員会の今後の活動についてです。この3点の議題となっております。

なお、本日の終了時刻は18時を予定しております。

それでは、以下、審議に入りたいと思います。

まず最初に、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成22年度取り組み状況の報告についてになります。

ただ、議題としては、1番目と2番目に分けているわけでありませけれども、第2の子どもの権利救済機関の運営状況については、第1の議題と関連しておりますので、ここではあわせて札幌市から報告を受けまして、その後、委員の皆さんからご質問等があれば出していただくことにしていきたいと思ひます。

それでは、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私から、座ったままで説明させていただきます。

資料4の札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成22年度取り組み状況報告書に基づいて説明させていただきます。

子どもの権利条例につきましては、制定の際に、議会の付帯決議といたしまして、施行以降の状況について議会に対し報告を求められておひまして、それに先立ち、本日、子どもの権利委員会の委員の皆様は昨年度の取り組みを報告させていただきます、出された意見も踏まえまして、議会に報告を行いたいと考えているところでござひます。

それでは、資料内容を簡単に説明させていただきます。

まず、表紙の1枚目をおめくりいただきまして、1ページの平成22年の取り組み状況（総括）でござひます。

ここでは、2番目以降の主な取り組み状況の結果を概要的に記載させていただいております。

1段落目には、平成22年度の取り組みについてでござひますが、21年4月以降、条例施行以来、子どもの権利に関する理解と促進、普及に向けたさまざまな取り組みを教育委員会と連携しながら取り組んできたところでござひます。

また、教育委員会におきまして、学校教育の場で子どもの権利の理念を生かす取り組みを進めてきたところでござひます。

2段目でござひますが、子どもの権利救済機関は、昨年1年の相談実数については、前年度から8.4%減少いたしました、延べ件数につきましては、前年より6.1%の増加ということで、一つの相談に丁寧に対応したことのあらわれとも考えており、アシストセンターの特徴の一つでもあります調整活動につきましても相談段階から積極的にかかわることで、深刻な事態に至る前の段階で問題の改善が図られる事例が多く見受けられることから、救済機関として一定の役割を果たしているものと考えているところであります。

また、3段目は、教育委員会におきまして、学校に対する日常的な指導等の中では、権利条例を直接の原因とした権利の濫用は特に見受けられず、学校現場においては子どもの権利に関するモデル授業の取り組みなども着実に進めていただひているところでござひます。

これにつきましては、昨年、21年度の報告においても、当初、条例の制定の際にいろ

いろと懸念されておりました権利の濫用そのものについては特に見受けられなかったという報告とさせていただいているところがございます。

こういった状況の中で、一つの統計指標ということで、ちょうど下段でございますが、札幌市で実施しております事業の効果に関する市民意識調査がございます。これは、21年度から実施しておりますが、その中で札幌市の子育て環境で子どもの権利を尊重する体制を整っているかという問いに対しまして、「そう思う」「まあそう思う」という回答が43.9%と、若干ではございますが、子どもの権利の理念が浸透している一つの数値のあらわれではないかということで整理させていただいたところがございます。

また、昨年度は、先ほど局長のあいさつにもありましたが、子どもの権利に関する推進計画を策定したということで、その取り組みについて最後に整理させていただいたところがございます。

続きまして、2ページ目に移ります。

2ページ目以降は、具体的な取り組みをそれぞれ掲載させていただきました。

1点目は、広報普及活動でございます。

表の形式で、パンフレット、ポスター、ニュースレター、3ページ目でございますが、さっぽろ子どもの権利の日関連事業、子どもの輝きフェスタ、出前講座等、それぞれ分類して、実際に行った広報活動を一覧として整理させていただいたところがございます。

特に、(1)(2)それぞれの主な配布先の中で、ところどころに二重丸を書いているところがございますが、これにつきましては、作成の過程で子どもの意見を反映したり、(2)のニュースレター、子ども通信では、中学生に自分たちの学校の取り組みを記事に書いていただいて、学校現場で編集会議なども行っていただいて、子どもの参加という側面を強調するような取り組みをさせていただいたところがございます。

続きまして、3ページの2の学校教育における理解促進に向けた取り組みについてでございます。

(1)は、教員研修の実施ということで、何よりも、学校において子どもの権利の理念を生かした教育活動がより充実し、条例の趣旨等が子どもや保護者に正しく理解されるためには、まず、教員が十分に理解しているということが大条件でありますことから、どのような取り組みを行っているかを記載しております。具体的には、次の4ページに①②③とそれぞれ研修を実施させていただいたという報告をさせていただきました。

また、教員研修につきましては、平成21年度に策定いたしました子どもの権利に関する指導の手引、また、昨年度に策定いたしました校内における教員研修資料などを、今後、各学校における研修で活用されるように啓発していくところがございます。

また、4ページの(2)公開授業の実施でございます。

具体的な取り組み内容については、5ページに①から③まで、小学校社会科、中学校社会科、ピア・サポートの授業公開及び講義という三つの種類に分けて取り組みをさせていただきました。③のピア・サポートについては、4ページの下段に、子ども同士が互いに

支え合えるような関係をつくり出す仕組みということで、こういった新たな取り組みをさせていただいたところでございます。

続きまして、6ページに移らせていただきます。

(3)の研究協議会による研究の実施です。これは、子どもの権利に関する教材開発、指導方法の工夫等について実践的な調査研究を実施した内容につきまして整理させていただきました。

(4)の広報活動については、教育委員会で作成しているホームページの内容とあわせて、「また」以下にございますが、子どもの権利に関する教育研究協議会で作成した保護者向け啓発資料を学校に配布するなど、今後、そういった素材を使いながら各学校のPTA研修会等で活用していくように啓発を進めていきたいと考えております。

以上、学校教育現場での取り組みについてまとめさせていただきました。

続きまして、7ページでございますが、3の子どもの参加等の取り組みの推進でございます。

1点目の子どもの権利に関する施策実施状況の調査でございます。これは、昨年度に実施しました庁内各部局において行われた情報発信の事例、子どもの参加等の取り組みについて、それぞれ表形式でまとめさせていただきましたが、取り組みの結果としては、子どもにわかりやすい情報発信が128事例、子どもの参加等については308事例、延べ436事例を今回実施したという整理をさせていただきました。

①、②ともに表の形で整理させていただいておりますが、①の子どもにわかりやすい情報発信におきましては、すべての区ではないですけれども、区役所で税務部が別の事務所に移動したということで、その空きスペースを使って子ども向けの情報提供スペースを設けた区も幾つかございます。それぞれの区ごとの工夫で対応させていただいているところでございます。

また、②の子どもの参加でございますが、子どもの権利に関する推進計画策定に当たっても、子どもをはじめ、いろいろな方のご意見をいただきながらまとめさせていただきました。

それから、地域社会福祉計画の改定ということで、これまで市民アンケートはイコール大人という意識でやっていましたが、今回は13歳と少し下げて、そういう意見も聞きながら、子どもの意見も反映させていただくという取り組みをしたと伺っております。

子どもの権利推進課としては、そういう取り組みがこれからも各部局に広がるよう、いろいろ働きかけていきたいと考えているところでございます。

次に、8ページに移らせていただきます。

子どもの参加の充実と支援です。

これは、今申しました子どもの権利推進課として、庁内的に子どもの参加が進むように、また、庁外の市民の皆さん向けにも行った取り組みについて簡単にまとめてさせていただきました。

このうち、①の子どもの権利推進アドバイザーという役職でございます。先ほど、子どもの権利については、まずは学校の先生がという説明をさせていただきましたが、施策として市が担う以上、まずは市の職員がきちんと理解しなければならないということで、市職員を対象に、子どものいろいろな事業を実施するためのアドバイスをいただくということで、昨年、アドバイザー制度を設けて、9回ほど実施させていただいたところでございます。

また、市民向けには、子どもサポーター養成講座ということで、主に子どもにかかわる活動を行っている大人を対象に、ノウハウ等を身につける内容の講座を実施させていただきました。昨年は、5回ほど実施し、延べ66人が受講したところでございます。これについては、今年度も引き続き、講座を実施していくところでございます。

また、③の子どもの参加の手引の作成でございます。①ともかかわりますが、まずは職員がきちんと理解するというガイドラインという位置づけで作成させていただきました。

市民向けには、原案を作成して、今年度中に市民向けのガイドラインを、遅くとも来月ぐらいは作成したいと考えているところでございます。

それから、9ページに、児童会館の取り組みについて、21年度にも報告させていただきましたが、あわせて22年度の状況も整理させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

また、9ページの下段の4でございますが、子どもの権利の保障の仕組みづくりでございます。

(1) 子どもの権利委員会の運営ということで、この権利委員会の内容について、主に10ページの表で整理させていただきましたが、22年度につきましては、一番大きかったのは権利計画の策定に向けた答申をいただいたということで、これを軸にいろいろご協議をいただいたところでございました。

また、昨年度に策定いたしました子どもの権利に関する推進計画につきましても、(2)ということで、主なところを整理して記載させていただきました。

あわせて、11ページ目でございますが、今回、多くの子どもの意見を聞いて、その中で、具体的にはどういうところが反映されたのかということで、文章表現にはないですが、項目として反映された箇所を訪問した学校ごとに出された意見と反映箇所を簡単に11ページのような表で整理させていただいたところでございます。

続きまして、12ページの子どもの権利救済機関につきましては、後ほど、市川救済委員からご説明させていただきたいと思っておりますので、1ページ飛んで、13ページをご説明させていただきたいと思っております。

今後の取り組みということで、平成23年度の取り組みでございますが、今回策定しました子どもの権利に関する推進計画の項目に沿って四つの基本目標ごとに、主に子ども未来局、教育委員会が行う事業を中心に整理させていただきました。

1点目の基本目標1の意見表明、参加の促進では、この計画にもあります子ども運営委

員会、企画委員会の設置や、プレーパーク事業、いずれも新規という位置づけですけれども、これを何とか着実に土台をつくっていきたいと考えております。

また、基本目標2の子どもを受け止め、育む環境づくりにつきましては、同じく新規事業で、フリースクールなど民間施設との連携にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、14ページでございますが、基本目標3の子どもの権利の侵害からの救済については、児童相談所の関係で、最終的には名称が児童相談体制強化プランという形で計画がまとまりましたけれども、こういったプランに基づいて、子どもの権利侵害の速やかな救済に向けて取り組みを進めていきたいと考えておりますし、子どもアシストセンターについても、引き続き、子どもたちにより相談しやすい体制を目指していきたいと考えているところでございます。

また、基本目標4の子どもの権利を大切にす意識の向上でございます。普及啓発が中心にはなりますが、いろいろやり方の工夫が必要だと思いますので、委員の皆様方のご意見をいただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、2番目に、子ども未来局の出前授業を書いております。昨年、中学校1校に出前授業を実施しましたけれども、非常に評価が高かったものですから、今回、改めて実施します。これは、子どもの権利推進課とアシストセンターが協力しながら、実際に学校に出かけて行って、子どもたちに子どもの権利について話をすると。そういう意味では、学校教育での取り組みはそれとしてやるのですが、それとは別に、我々も社会人的なかかわりの中でこういう取り組みも進めていきたいということで、新規で挙げさせていただいたところでございます。

かなり駆け足の説明でございましたけれども、私からの説明は終わらせていただきます。

それでは、先ほど抜かしました子どもの権利救済機関の話を、市川代表救済委員から説明させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○事務局（市川代表救済委員） 私からご説明させていただきたいと思っております。

12ページに、子どもの権利救済機関、アシストセンターの運営状況が掲載されております。今年度の実績につきましては後ほどご説明したいと思っておりますが、活動としましては、電話やメール、あるいは直接的な来談という形の相談を受けております。その中で、問題が大変深刻な場合は、調整活動に入ることもございます。

それから、相談のほかに、普及啓発活動として、リーフレットやポスターなどがありますけれども、大人用の出前講座、あるいは子ども用の出前講座を実施しております。

そこで、実際のアシストセンターの22年度の活動についてご報告させていただきたいと思っております。

14ページの後の別紙をごらんいただきたいと思います。

平成22年度子どもの権利救済機関相談状況の概要という題です。

相談状況は、2年目の平成22年度は、初年度に比べますと、実数として若干減ってはいるものの、延べ件数ではふえておまして、相対的にはほぼ前年度並みの相談が寄せられたと考えております。

相談の状況ですけれども、相談者はどんな人かという点、お母さんと子どもからの相談が大半を占めており、両者を合わせて実数の92.4%となります。延べ件数では、相談者全体の61.1%が子どもからの相談で、メールによる相談が多くなっております。それから、相談者が子ども本人の場合、どのような相談者が考えられるかということですが、最も多いのは中学生、次いで小学生です。小学生からの相談は前年度に比べると若干減少しておりますが、中学生からは変わりませんでした。中学生は、携帯電話を所持している子どもが多いためか、Eメールの相談が非常に多く見られております。

相談者と相談方法ですけれども、延べ件数のうち、特に子ども本人からの相談が1.2倍にふえております。メール相談だけではなくて、電話相談の延べ件数も1.4倍にふえている傾向が見られます。

次のページは、相談対象者です。要するに、だれについて相談があったかということです。小学生に関する相談が最も多く、次いで中学生です。高校生になると非常に減ってきます。

次に、(5)の相談内容です。8項目に分けて考えてみますと、学校生活に関する相談が最も多く、相談内容の56.3%を占めております。次いで、家庭生活、性格行動と続いております。子どもからの相談では、学校生活で、友人関係についての悩みが最も多く寄せられております。それから、学校生活についての親からの相談では、子どもと先生の関係に関する親の悩みが寄せられております。

曜日と相談件数、また、相談時間帯は省略したいと思います。

次に、調整活動に行きたいと思っております。

相談活動は、幅広くたくさんの方からの相談を受けるわけですが、その中で相談対応だけでは解決を図るのが困難な場合、よりよい解決を目指し、当事者と関係者との間に公的第三機関として入って、問題解決のためのさまざまな調整を行う必要が生じることがあります。これを調整活動と位置づけております。

調整活動は、相談員ではなく、調査員の3名が担当して行っておりますけれども、問題解決のための協力要請や話し合いなど、さまざまな内容を含んでおります。

調整活動の実施状況です。昨年度の調整活動は42件ありましたが、このうちの半数が学校を調整の相手方とする案件であります。どのような状況かと申しますと、例えば、相談があったときに、このような相談がありましたが、学校ではどのようにお考えでしょうかという状況をお伺いしたり、あるいは、このような状況でお母さんからお話がありましたという形でお知らせするなどです。

その中で問題解決に向かう一定のケースがありました。当事者間の話し合いに直接立ち会って、学校に出向くことが多いわけですが、そういう案件は8件ほどございました。



その下にある表は、学校種と相談項目です。そこでもわかりますように、学校生活に関わる調整活動が23件と最も多くなっております。

私どもの機能は、相談活動と、今申し上げた調整活動です。そして、救済の申し立てがなされたときに行う対応がありますが、昨年度は1件の申し立てがありまして、既に解決しております。

相談の状況としては、このようになっております。

最後のページです。

一般的に、数としては昨年度とほぼ同程度でしたが、子どもからの電話相談の延べ件数が1.4倍に伸びております。これはどういうことかということ、延べ件数は、子どもとのやりとりの回数がふえるとそれだけ数が多くなりますので、語り、子どもの話にじっくり耳を傾けることができたケースもあったのかなと考えております。

私どもは、今後も保護者や子どもの声に耳を傾けながら、実際的な問題の解決を図る調整機能がよりよい状況になるよう、問題解決に向けて調整していきたいと思っております。

今後とも、皆様のご理解を得ながら頑張るつもりでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 以上で報告を終わります。

○委員長 いろいろご説明をありがとうございました。

それでは、事務局からの報告を踏まえまして、委員の皆さん方から、質問、感想等があれば出していただきたいと思っております。

○A委員 アシストセンターが調整活動を持つということは、ただ相談を受けるだけではなく、そこにかかわって問題解決の回路を開くということで、大変貴重な活動だと思っております。

そこで、別資料の3ページの救済の申し立て状況の最後から2行に、救済委員の自己発意の調査は実施していないとわざわざ断り書きがされておりますが、その意味を説明していただければと思います。

○事務局（正力子どもの権利救済事務局調整担当係長） 条例上は、本人からの申し出があった場合に救済委員が調査・調整に入ることが一つです。もう一つは、救済委員が新聞等の情報から得たことによって問題意識を持ったという場合があります。あるいは、問題に対して内部告発という例があつて必要と判断した場合に調査なり調整をするという二つの種類の活動がございます。自己の発意は後者でございます。

○A委員 扱った件数が1件ですから、その1件は本人から申し立てがあつたものだったということですね。

○委員長 ほかに質問はありませんか。

○B委員 何点かまとめて質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目は、ご報告をいただいた中の1ページですが、昨年度の41%から43.9%ということで、若干浸透してきているかもしれないという文章がうかがえます。これ

は、伸びていると言えば伸びていますけれども、微増ですね。その辺をどういうふうに評価しているのかということです。このぐらいずつ伸びていけばいいということなのか、横ばい状態ということをお話されているのか、5割を超えていないとすれば何が原因なのかという理解はどのようにされているのかを聞きたいと思います。

2点目は、4ページの公開授業の実施のところですか。学校で権利の理念を生かした授業の公開をされていますけれども、小・中学校ともに1校というのは、基本的にこのぐらいの数の実施が妥当なのかどうか、そこをどう評価されているのかということをお聞かせください。

あとは、まとめて申し上げます。

基本的な目標を立てられていて、四つの基本目標として、子どもの意見表明・参加の促進、子どもを受け止め、育む環境づくりなど、それぞれ目標があると思うのです。例えば、子どもの権利侵害からの救済です。先ほど、アシストセンターからお話がありましたけれども、権利侵害からの救済ということですから、起こることが前提での救済ですね。ただ、起こることが前提ではなくて、起こらないために、起さないために何をするのかについての取り組みはどのような計画があるのかというのは、もうちょっと議論が必要なのではないか。あることが前提でそれに対して支援しますではなくて、なくすためにはどうしたらいいのかということです。

それから、基本目標4では、子どもの権利を大切にする意識の向上とありますね。例えば、子ども向けの啓発とか、子どもに対する教育とか、関係各位に対する啓発や学習の機会というのはあるのですが、子どももいないし、自分には子育ての経験もない、もしくは未婚者、高齢で子育てが終わってしまった人など、さまざまな一般市民の方たちに対して子どもの権利をどのように普及啓発していくかというあたりについては、ボリュームとして比較的薄い気がします。その辺を今後どうするのかということをお尋ねしたいと思います。

最終的には、子どもを受け止めて、育む環境づくりとなると、要保護対策協議みたいなことは市の中でも積極的にやっていると思うのですが、要保護ではなくて、要支援ですね。保護の前に支援が必要な家庭は必ずあるはずなので、その支援に対してどのように関係各機関と連携を図っていくのか、その支援強化のために何ができるのかという議論をもうちょっと聞かせていただきたいと思います。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） まず、子ども未来局からお答えさせていただきます。公開授業は教育委員会からお願いしたいと思います。

1ページの事業の効果の意識調査で、子育て環境で子どもの権利を尊重する体制は整っているかということですが、これが41.0%から43.9%になって、ここでは浸透してきていることがうかがえるということについての評価でございます。正直に言いまして、21年に初めて始まり41%で、今回は43.9%ですが、来年はどうかということ、難しいところです。とりあえず、今の段階では、数字的には横ばいかなと思います。

逆に下がったら困るということで、特に条例が施行した21年から1年経過して少なくとも下がっていないので、非常に消極的ですが、横ばいと評価させていただいております。

また、市民意識調査の質問そのものも、子どもの権利を尊重する体制は具体的にどんな体制なのかということが、理解している人はわかるのですが、そうではない方には抽象的過ぎてわからないのではないかと。先ほども中で議論になりまして、ここではこういう総括をさせていただきましたけれども、来年度に向けては、もう少し具体的に回答できるように、きょうも話をいただいたアシストセンターなどの取り組みを前提にさせていただいて、そういうものが理解されて、その数字がふえれば、子どもの権利条例の認知度も上がってきているととらえられると思います。

ですから、現時点での評価は現状維持として、要改善と考えさせていただきますので、一たんはそういう回答にさせていただきたいと思います。

子どもの権利の侵害の部分ですが、この取り組みは、起きたことを前提に対応する形です。今後の取り組みの方向性では、中身的には、どちらかというところについてどうするかという表現に特化したところがありますけれども、実際の計画の中では、項目としても権利侵害を起さない環境づくりということで別に項目を設けて、出前講座の活用や、俗に言う人権教育で権利意識をきちんと認識していただいて、いじめなどの権利侵害を起ささないようにという事前予防の取り組みも行うということで対応していきたいと考えております。

この報告書の表現では、どちらかというところ後手の対策になりますけれども、計画全体の中では権利侵害を起さない環境づくりということでの出前講座等の事業を実施していきたいと考えているところです。

また、4点目の子どもの権利を大切にす意識の向上ですが、今回整理させていただいたものは、ある程度ピンポイントで、ここだけは大事だろうというところを整理させていただいたものがほとんどです。例えば、今、B委員から例示いただいたものは、これまでの役所のやり方と言うと、広報さっぽろなどの一般媒介紙を使ってやるパターンが多いと思いますが、文字だけではなかなか理解しづらい部分もあります。そういう意味では、先ほど局長のあいさつにもありましたが、子どもの権利条例ができたことで札幌の子どもたちが安全・安心に生きられる、そういうものが事業とリンクする形で目に見えるところ。子どものかかわる事業はいろいろありますけれども、そういう事業に来たときに触れられるようなものですね、パネルのようなものか、まだ具体的には決めておりませんが、ビジュアルなものを考えていきたいと思っております。

あわせて、私どもは出前講座をやっております。きょうは委員としてお越しいただいております民生委員児童委員協議会や青少年育成委員のところにも出前講座で私どもが行って解説させていただいております。その中には、今おっしゃられたような方も中におります。そういう機会はまだまだ少ないのですけれども、パネル的な広報と、職員が実際に出かけるような出前型の事業を併用しながら、市民の皆さんに子どもの権利の理解を進めていた

だくような形で取り組みをさせていただければと思っていますところでございます。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） 授業公開の数について、私から説明させていただきます。

授業公開については、（１）（３）の教員に対する研修、研究協議会等と有機的に組み合わせ実施しているところです。その中では、例えば、授業公開で行った実践例を研修のときに用いて、具体的にこういう授業を行いましたということで紹介させていただきながら、その充実に努めているところです。

数については、現在のところで三つです。小・中学校、それからピア・サポートということで、これを積み重ねていって、継続的に行うことで、その充実に努めていきたいというふうに考えております。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） もう一点、抜けておりました。

例えば、児童虐待ですと、要保護支援対策地域協議会ということで、支援の延長で、直接に事故が起きた以前のそうしないような取り組みの中で、支援の取り組みとの連携をどう進めていくかという話です。

今のところ、組織としては、この計画の中で1点載せさせていただいたものは、子ども若者支援地域協議会というもので、主に不登校や引きこもりなどの困難を抱える若者に対する支援、そういう中で、子どもの権利の視点で、実際の対応についてどうアプローチしていくのかということがメインですけれども、それにとどまらず、今言った予防的なものもできるような形で、協議会の運営も支援していきたいと考えております。

今のところ、これは教育委員会が所管しておりますので、そういった部分でも教育委員会と連携しながら組織の支援もしていきたいと思えます。

一例ではございますけれども、そんな形で対応させていただきたいと思えます。

○委員長 ほかの委員はいかがでしょうか。

○A委員 新規のことでご説明がありました。資料4の13ページです。

今、野島課長からもご説明がありましたけれども、フリースクールなど民間施設との連携ということが新規でこちらに書かれています。我々は、これまでの審議の中で、子どもの意見表明をどう保障するかということはかなり時間を割いて議論をしてきましたが、もう一つの大きな柱は、困難にぶち当たった子どもたちの教育の環境をどう保障するかというところです。今振り返ると、その議論が不足だったかなと思っています。その意味で、学校での教育に困難を感じた子どもたちがフリースクールなど民間施設で学んでいるのですけれども、その学びの保障というところに、新規事業には入っておりますけれども、もうちょっと具体的に踏み込んで、ただ連携という以外に何かないのかということなのです。

11ページにあるように、フリースクールでも、私は行けなかったのですが、聞き取り調査をやってきて、ここでは具体的に授業料が高くて毎日通えないという切実な意見も聞き取ってきておりますので、そこら辺は積極的に進めていっていただきたいと思えます。

要望になるのかもしれませんが、そういうふう感じております。

○委員長 むしろ、感想ですね。

何か言えることがありましたら、お願いします。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） フリースクールの関係は、私から申し上げます。

今年度、肉付け予算という形で調査費を要求しております。その中で、学習に困難を抱える、あるいは学校に行くのに困難を抱える子どもたちにどういうふうに手を差し伸べるかということについて、さまざまな部署の皆さんからご意見をいただいております。当然、フリースクール等に携わっていらっしゃる方たちからもご意見をいただきながら、市として一体何ができるのかという話し合いを具体的に進めていって、今年度中に何らかの支援の形を見つけていきたいと考えております。皆様におかれましても、そういったご意見を承る機会が出てこようかと思っておりますので、その際にはまたよろしく願いいたします。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○C委員 大変いいと聞いたものですから、それを1点申し上げてから、二つほど質問をさせていただきます。

南区の小学校の教員から、小学生向けのアシストセンターのカードを配付したら、毎日のように相談している子がいてびっくりしたと言っていました。それだけ、非常に親しみやすい広報になっていて、わかりやすいものになっているのかなと思いました。

別紙の2ページの一番最後の行です。

無言、いたずら電話はこのくらいあったとあるのですが、子どもにとっては、見ず知らずのところに電話をするというのは、練習が必要なことも多々あるかと思えます。こういったものもあると思うのですが、ぜひ寛大にご対応いただければ、引き続きお願いできればありがたいと思っていますところでは。

質問を2点ほど申し上げます。

別紙の3ページに関して、上半分の調整活動に関してお尋ねしたいのです。

先日、兵庫県川西市のオンブズ制度の調査員をなさっていた方とお話しする機会がありました。札幌市に先行して行っている自治体ということで、非常に勉強になったところです。

そこで、お尋ねしたいのは、調査員は、相談した側からすると、アシストセンターの顔のような役割をしていると私は思います。元教員であったり、カウンセリングの専門家だとは思いますが。そして、調整活動は、それまでの専門を生かしながらも、ある種、新しい専門性が求められてくるかと思っております。そういった力量形成のための研修のありようはどのようになっているのかをお教えいただければと思います。

2点目は、前回の会議で、伏見中学校で昨年起こった痛ましい事件が話題になりました。私も含めて、複数の委員から意見や考えが出たところですが、それに関連して、先ほど、A委員から発意に関して出ました。

ご説明があったように、新聞報道等をごらんになって発意を起すということは主体的な判断のもとで可能かと思えます。しかし、昨年末の新聞報道を見ますと、教育委員会は、かなり丁寧に保護者、遺族の意向を尊重してやったと主張をされているのですが、有識者の方のコメントは、そこにいろいろな問題を感じているものが多々あったように思います。意見が割れているように私には見えませんでした。

私も、子どもの権利委員として、子どもの権利の観点から考えれば、最後の意見表明である遺書があったということですが、そういったものに果たして誠実にこたえたと言えるのかということが疑問なしとはしないと私も思っております。

それから、加害者がいたのかどうかは不明ですが、遺書には中学生の名前があったとあります。こういった生徒の成長発達権を保障するためにも、きちんと指導する必要があると思うのですが、その点からもどうなのか、若干、疑問なしとはしないところがあります。

ここからが質問です。

アシストセンターの中では、そういったことに関して発意の必要があるかどうか検討したということがあるのでしょうか。あるとすれば、その辺を少しお教えいただきたいと思えます。

○事務局（市川代表救済委員） まず最初に、調査員の研修の件です。

現在、調査員は3名おりますけれども、それぞれの領域で専門家として活動をされた方たちが来ております。教育関係、福祉関係、司法関係の経験者です。現在も現役で司法関係の活動をしている者もおりますけれども、その研修は、お互いにケースをめぐって座談会をしたり、常に一緒に部屋におりますので、特別な研修はありませんが、どのようなケースにどのように対応したかということを議論することになっております。

ただ、全国的に見ても、調査員というのは、組織的に何かがあるわけではなく、調査員が活動している自治体もそれほど多くないということがあります。あるいは、地域性もありますし、人口規模で救済委員会の活動の中身も違ってきておりますので、全国的に何かの研修をするということはテーブルに上ってきていない状況です。

それから、自己発意の調査の件ですけれども、最初にご理解をいただきたいと思えますのは、そういう相談があったか、ないかも含めて、外にどういう形かでお知らせすることは禁止されています。守秘義務と一言で言いますけれども、私どもは守秘義務をこんなふうに解釈しております。相談される方は、非常にデリケートな問題を、勇気を持って相談してこられると思えます。そのときに、その中身をどんな形かで外部に表明することになりますと、相談する側にとっては、安心して相談いただけることにはならないだろうということで、私ども相談機関では守秘義務が常に話題に上るところでございます。

その意味もあって、不幸にして、札幌市で起きた事故に関しましても、私どもは今のところは申し上げられないということ、大変恐れ入りますが、お許しいただきたいと思えます。

○C委員 自己発意の件ですが、条例にあるとおり、それは相談がなくてもご判断のもと

のできるのではないのでしょうか。

○事務局（市川代表救済委員） 救済委員同士の話題ということで非公式に、もちろん、不幸なことですし、子どものことでもありましたけれども、自己発意という形ではなかったということです。

○委員長 非常に微妙な問題を含んでいますので、恐らく、これ以上話を聞くことは難しいだろうと思います。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、このぐらい時間をかけるのだらうと予想している時間が来ておりますので、この二つの件についてはこの辺で終わらせていただきます。

次に、議題3に移らせていただきたいと思います。

議題3は、札幌市子どもの権利委員会の今後の活動についてであります。

この件につきましては、12月の素案の報告会や2月の委員会におきまして意見交換を行ったところでありまして、その際、我々の任期満了、ことしの11月末になるわけでありまして、それまでの約半年間で、今回も含めて3回くらいの会議の開催を予定している中で、特に広報啓発などにポイントを絞って具体的な案を話し合った方がよいのではないかという意見が出されていたことは皆様方もご記憶にあるかと思えます。

また、前回、委員から、広報について話し合うに当たっては、現在の取り組みについてまとまった一覧のようなものがあつた方がよいのではという意見がありましたので、それに関する資料を事務局で用意していただいております。ですから、事務局から資料5について説明をしていただきまして、その後、我々の間で意見交換を行っていききたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 引き続き、私から説明させていただきます。

資料5と書いております子どもの権利に関する広報活動の一覧というA3判の2枚物をごらんいただきたいと思えます。

基本的には、先ほどご説明させていただきましたが、状況報告書の中にも1枚目にごさいましたが、広報物ということで、パンフレット、チラシ、ポスター、ニュースレター等と、概略は先ほど報告書の中でも見ていただきました。ここでは、それぞれの種類ごとに、大人が対象、子どもが対象、職員、教員が対象というねらいどころごとに整理して、それぞれの媒体を記載させていただきました。あわせて、こういったねらいで広報物を作成しましたという整理をさせていただいたところがございます。

1枚目が広報物に関するもので、2枚目が講座等に関するものです。下にその他ということで、啓発事業、子どもの権利の事業、ホームページ等々を記載させていただいております。

先ほど、B委員の意見の中にもありましたけれども、こういったところをねらってどんな形でこういった事業を実施したらいいかという現段階で実施しているものを中心に整理させていただいたところでございます。これに基づいて、いろいろご意見をいただければと思っております。

また、きょうお配りさせていただいたのですが、カラーの子どもとともに進めるまちづくり、子どもの参加ガイドラインというものを別にお配りさせていただきました。

先ほど、現状の報告の中にありましたが、まずは職員に子どもの権利なり子どもの参加の大事さをきちんと認識していただかなければいけないということで、職員向けのガイドラインを昨年つくりました。これを、職員だけではなくて、PTAを初めとして、実際に地域で子どもにかかわるさまざまな活動をされているいろいろな団体がございます。それぞれいろいろな活動をしておりますが、子どもの権利という視点をもって、具体的に言うと、大人がいろいろなプログラムを提供してそれに子どもが参加するだけではなく、最初はそのことからスタートして全く問題はないのですが、そこにとどまらず、例えば、事前の企画の段階で子どもたちの意見を聞くなど、子どもも場数を踏むことで、そういった経験が大人への成長する糧にもなっていくと思えます。

最近、地域でも子どものいろいろなイベントがあります。子どもの参加として、そこにいることが大前提ですけれども、参加するだけではなくて、子どもも積極的にかかわっていくと。そして、いずれは子どもがみずからいろいろな企画を計画して事業を実施することもありかと思えますが、そういった道筋をつける一つの参考の手引ということで、今回、作成させていただきました。

部数の関係と限られた予算の中でということでページ数は余り多くないのですが、エッセンスとしては、そういうことを地域の皆さんにも伝えたいということで、各地域、町内会、PTAなどを中心に配布させていただいて、いろいろな活動をより活発にしていきたいと思っておりますので、この件についても何かございましたら、ご意見をいただければと思えます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、意見交換を始めたいと思えます。

その前に、私から一つお願いがございます。それは何かといいますと、いただいた資料を見て、広報について意見を言って終わりということではなくて、計画のPRも含めまして、この委員会として我々の任期が終わる前に広報のあり方について我々なりに方向性を示すところまでは持っていきたいと思っております。

そのように考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、これらを踏まえまして、委員の皆様で何かお考えがあれば出していただきたいと思います。



きょうは、まず、これについていろいろ意見を出していただくということになるかと思いますが、それとの関係で、次回、さらにはその次あたりでまとめていければと考えております。

それでは、ご自由に意見を出してください。

○B委員 一つ目は、もう少し社会的にPRをしたらいいと思っているのです。各自治体、他府県でよくやっていることで、子どもの権利の日や虐待防止月間などにオレンジリボンのたすきリレーとか、横断幕を持ってみんなでパレードをすとか、札幌市としてこういうことを積極的にやっていますということをもマスコミなどを通じてビジュアル的に市民に啓発していくような、どこかブースを借りてイベントを開催するだけではなくて、広く世間に札幌市はこういう活動に取り組んでいるということが見えるようなものがあるといいなと思います。

二つ目は、先ほどの公開授業ではないですけれども、ここは教育委員会とも詰めなければいけないと思いますが、小学校では月に1回ぐらい授業参観日を設けていると思いますので、そういうときに、必ず1回ぐらいは権利についての教育をして、親と一緒に学ぶということはできないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○A委員 子どもたちに社会性をはぐくむような環境を提供するということで、子どもの参加、子どもとともに進めるまちづくりというコンセプトもあると思っています。

そこで、こだわるようではけれども、例えば、不登校になっている地域の子どもたちは、学校にはなかなか行けないわけで、フリースクールなどで勉強している場合が多いわけです。そういう子どもたちも、地域には行けるということで、地域の中で子どもたちに社会性の回路を開くようなまなざしを向けていけるような広報ですね。

ここにも載っておりますけれども、子どもの権利や社会性をはぐくむ環境の整備が重要なのだという広報活動にもぜひ力を置いていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

○D委員 A委員が言われていたように、子どものことは学校、家庭、地域ですから、地域に関してもっと積極的に広報を考えたらいいと思います。いただいた資料を見ますと、190万人都市の札幌市で、一番多い発行部数が16万7,000部です。これでは1割弱の家庭といえますか、家族がいますので1割ということはないと思いますが、人口から比べると発行部数が余りに少な過ぎると思います。

例えば、アシスト通信などは読み物としてもとてもいいと思っております。ですから、そういったものを、中学生の保護者だけではなく、地域の町内会の回覧板に載せるなど、もう少したくさんの方の目に触れる工夫が必要だと思います。母子手帳にも権利が載ったということはとても前進したと思うので、そういった取り組みを少しずつつづやしていった

らと思います。

ただ、子どもの権利とはと文章で書かれても、やはりかたくて、どうしても心にはっとひっかかるメッセージにならないです。ですから、もっと伝わりやすい言葉を考えて、子どもの権利にサブタイトルをつけると。例えば、子どもに寄り添う、子どもの気持ちを聞くなど、子どももはっとするようなキャッチフレーズを何とか考えて、それを前面に出せるような形にできないものかと思います。

そして、昨年度は、私も少しずつ勉強させていただいて、小学校の公開授業にも行かせていただきました。授業としてはとてもよく考えられていて、頑張っておられるなという感想を持ちましたが、同時に、子どもはこの授業で子どもの権利のことがわかったのかなという疑問を持ちながら帰りました。

それは、子ども議会について勉強するという公開授業でした。子ども議会のことはよくわかったかもしれないけれども、子どもの権利のことについて、僕たち、私たちは何を大切にしたらいいか、大人と接するときどんなふうを考えていったらいいのかという自分の気持ちに落とされる内容だったのかということが心に残りました。ですから、もう少し子どもに寄り添ったもっとわかりやすい工夫をみんなですていたらいいと思います。

札幌市は、子どもの権利の日も年に1回設けております。そういったものをもっとわかりやすく、もっとみんなが参加できるような仕組みにできるように、この権利委員会の皆様はお忙しいと思いますが、何か手伝えることはないのかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

幾つか出てまいりましたけれども、それぞれの話を聞きながら、E委員は思うところがあるのではないかと思いますので、どうぞ。

○E委員 ご指名を受けましたので、申し上げます。

昨年、後半は入院してこの委員会を何回か欠席させていただきました、失礼しました。昨年もちょうと申し上げたのですけれども、学校でいろいろなことをやっているのですけれども、学校の教員、子どもたち、子どもを実際に育てている親御さんだけではなく、市民全部に、札幌市はこういうまちなのだということをもっとわかりやすく啓発していかないと、本物にならないと思っています。これは、B委員もおっしゃっていたと思います。

私は、去年も申し上げたのですけれども、大分昔につくられた札幌市の市民憲章が、いまだに大人の私たちも、「私たちは時計台の鐘が鳴る札幌の市民です」とすぐに出てくるのです。学校にも、大分ふるぼけてきても、プレートが全部あるのです。全部、掲示しているのです。子どもたちは、それを見て大人になって行って、保護者の方もそこだけは全部を覚えています。地域の方も覚えているのです。ですから、チラシ的なものばかりではなくて、どこに行っても看板があるのです。市役所の方へ流れたら垂れ幕があり、私たちの札幌はこういうまちですみたいな、市役所でできるかどうかは別ですが、いつでも目につくようにする。札幌市の地下鉄に乗ったら、必ず宣伝以外にそういう広報的なビラが嫌でも目につくと。そういう形で、自分たちのまちに誇りを持って、子どもたちのためにこ

うやりましょうという宣言的なものをもってPRしていいと思います。

具体的な方法はいろいろあろうと思うのですが、そのような気がしております。

○委員長 ありがとうございます。

そろそろ、F委員から新鮮な意見が出てくるのではないかと思います。

○F委員 私は、大学の授業で小学校に行ったので、権利を知っているかと聞いてみました。でも、ほとんどの子は知らなくて、がっかりしたのですが、高学年だと、正式な名前や内容までは知らなくても、何となく知っているという子がいました。やはり、たくさん張っているポスターなどを子どもたちもちゃんと目にしているのだなということを実感できてうれしかったです。やはり、内容を知っている子がいなくて、具体的に何なのかということは、中学生や高校生も、具体的な権利委員会を知っていても、何をやっているかをわかっていないと思うので、どうすれば具体的な内容を教えていけるのかなと思っています。

○委員長 課題みたいなものを出してくれました。

G委員はどうですか。

○G委員 小さい子への広報活動は、パンフレットやチラシ、ポスターばかりではなくていいと思っていました。私は、小さいころ、絵本がすごく大好きで、絵本を読んでいたのです。絵本は、何年たってもずっと覚えているのです。ですから、絵本にして各幼稚園や中学校の図書館に置いて読んでもらったら、子どもたちも、私の好きだった本のように少しずつ覚えて、具体的な内容を覚えるまでは難しいかもしれないけれども、少しずつ覚えていってくれるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

H委員、お願いします。

○H委員 私は、小学生と中学生の子どもがおりまして、確かにパンフレットをもらってきますが、それはただ配られているだけであって、その説明があったかと聞いたら、何もない、ただ配られただけと言うのです。ですから、本人は、中身も見えていないし、ただお手紙をもらってきたと言ってぽんと置いていくだけで、中身はもちろん知らないだろうし、何のパンフレットだったかということもわからないと思うのです。

私も、配られたものを見ますけれども、やはり、かたいというか、わかりづらいと思うのです。わかりやすい言葉で書いてあるような気はするのですが、子どもの中には入ってこないと思います。

ですから、今、G委員がおっしゃったように、絵本や読み聞かせなど、内容を説明するのではなくて、物語とか、こういうかわりが子どもの権利なのだよというふうに、そういうふうにわかっていった方が心に入ってくるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

きょう初めて出てきていただいたI委員、せっかくですから、何か一言お願いします。

○I委員 初めて参加させていただいたのですが、皆さん、かなりレベルが高く、意識が

高いなと思いました。

それから、今、H委員が言ったように、子どもがパンフレットやチラシをもらってきてそのままというのは、確かにうなずけます。それは、現場の先生たちが渡すときにしっかりと説明すると、子どもたちは少しでも記憶していると思うのです。そうすると、お母さんやお父さんにこうだよという感じで伝わるのではないかと思います。

それから、私も実際に自分で経験があるのですが、こういうパンフレットやチラシは、何ぼ部数が多くても、関心がなければ見ないのですね。新聞と同じように、ごみ箱へという形になっていく可能性はあるのではないかという気がします。幾ら立派なことが書いてあってもです。逆に言えば、余りくどくど書くより簡単明瞭に書いた方がいいのかなという感じがします。

それから、B委員が言ったように、イベントをやるにしても、まちの中で大々的にやるという手もあるでしょうけれども、札幌市は、これだけ大きくなると、まちの真ん中でやっても、我々のように厚別区の端などに住んでいる者は、まちの真ん中で行事があっても余り関心がないのです。そういうことであれば、市の発意で各区で行うという形のイベントですね。そして、各区で競い合うと言ったらおかしいですけれども、そういうやり方がかえって効果的ではないかという感じがします。

私は初めてですから余り意見はないですけれども、今聞いていた限りではそういうふうに思いました。

○委員長 ありがとうございます。

皆さん方からいろいろ意見が出てきましたけれども、例えば、できるだけみんなに浸透させる場合に、余り大きな単位を考えるだけではなくて、小さな単位で考えていくことも非常に大事なのだらうと思います。

そういう意味では、前にも意見が出ていたと思いますけれども、まちづくりセンターがいろいろなところがありまして、そういったところをもっと活用することも必要になってくるでしょうし、場合によっては、学校では学習発表会がありますね。そういったときに学校関係者などいろいろな方が来ます。両親も来ると思いますし、生徒たち、子どもたちも来ます。そういう学習発表会の中で取り上げるということがあってもいいのかなと思いました。そういう格好で浸透させていくと、子どもだけではなくて、大人にも浸透していくのだらうと思っています。

私なりの感想を言わせていただきました。

それでは、一通り皆様方にある程度の意見を出していただきましたので、きょうはこのあたりで終了させていただきたいと思います。

そこで、本日の意見も踏まえまして、次回においては、私と事務局の間で改めて打ち合わせをさせていただき、きょう出ましたいろいろな意見も参考にしまして、次の委員会で、意見のまとめといいますか、イメージのようなものをある程度示していきたいと思います。そして、それをたたき台のような感じにして議論をしていきたいと思っておりますけれども、そ

れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 最後に、事務局から連絡事項はございますか。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 次回の日程でございますが、予定では、7月から8月の間で日程を調整させていただきたいと思います。いつものように、また後ほど連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 4. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上